

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に関する規則・ガイドライン」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改 正 案	現 行
<p>規則名 暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に関する規則</p> <p>(目的) 第 1 条 本規則は、第一種会員 (デリバティブ) が行う暗号資産等関連デリバティブ取引に係る業務において生ずる緊急事態への対応方法 (以下、「コンティンジェンシープラン」という。) 並びにシステム障害発生時の対応に関する基本的な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対応の原則) 第 2 条 第一種会員 (デリバティブ) は、緊急事態が発生した場合には、人命の救出と保護を最優先とし、対応しなければならない。</p> <p>(事前準備) 第 3 条 第一種会員 (デリバティブ) は、緊急事態の発生に備え、緊急時における指示・命令系統、情報伝達経路、避難誘導路及び避難場所等の確保及び重要資産の保全方法を定め、実践を想定した訓練に努めなければならない。</p>	<p>規則名 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に関する規則</p> <p>(目的) 第 1 条 本規則は、会員 が行う暗号資産関連デリバティブ取引に係る業務において生ずる緊急事態への対応方法 (以下、「コンティンジェンシープラン」という。) 並びにシステム障害発生時の対応に関する基本的な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対応の原則) 第 2 条 会員 は、緊急事態が発生した場合には、人命の救出と保護を最優先とし、対応しなければならない。</p> <p>(事前準備) 第 3 条 会員 は、緊急事態の発生に備え、緊急時における指示・命令系統、情報伝達経路、避難誘導路及び避難場所等の確保及び重要資産の保全方法を定め、実践を想定した訓練に努めなければならない。</p>

(事後処理)

第4条 **第一種会員（デリバティブ）**は、緊急事態対応が終結し次第、状況を調査・分析し、平常業務に戻れるよう適正な事後処理に努めなければならない。

(コンティンジェンシープランの策定)

第5条 **第一種会員（デリバティブ）**は、コンティンジェンシープランを策定し、緊急時体制を構築しなければならない。また、コンティンジェンシープランの策定及び更新を行うにあたっては、取締役会等による承認を受けなければならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、以下の事項に留意して、コンティンジェンシープランの策定に努めなければならない。

(略)

3 **第一種会員（デリバティブ）**は、他の暗号資産等関連デリバティブ取引業者その他の金融機関等におけるシステム障害等の事例及び金融庁による業務改善命令等における事例、中央防災会議等の検討結果等を踏まえて、想定するシナリオを適宜見直し、コンティンジェンシープランを更新しなければならない。

(指示・命令系統)

第6条 **第一種会員（デリバティブ）**は、緊急事態に対処するための指示・命令系統及び情報伝達経路、対応手順その他緊急時対応として必要な事項を文書にまとめ、あらかじめ役職員に提示し、理解させなければならない。

(略)

(事後処理)

第4条 **会員**は、緊急事態対応が終結し次第、状況を調査・分析し、平常業務に戻れるよう適正な事後処理に努めなければならない。

(コンティンジェンシープランの策定)

第5条 **会員**は、コンティンジェンシープランを策定し、緊急時体制を構築しなければならない。また、コンティンジェンシープランの策定及び更新を行うにあたっては、取締役会等による承認を受けなければならない。

2 **会員**は、以下の事項に留意して、コンティンジェンシープランの策定に努めなければならない。

(略)

3 **会員**は、他の暗号資産関連デリバティブ取引業者その他の金融機関等におけるシステム障害等の事例及び金融庁による業務改善命令等における事例、中央防災会議等の検討結果等を踏まえて、想定するシナリオを適宜見直し、コンティンジェンシープランを更新しなければならない。

(指示・命令系統)

第6条 **会員**は、緊急事態に対処するための指示・命令系統及び情報伝達経路、対応手順その他緊急時対応として必要な事項を文書にまとめ、あらかじめ役職員に提示し、理解させなければならない。

(略)

(関係機関との連絡)

第7条 **第一種会員（デリバティブ）**は、緊急事態の発生時に連絡を取るべき関係機関を洗い出し、当該機関への連絡担当者及び連絡方法を記した書面を作成し、緊急時対応に関わる役職員に交付する。

- 2 **第一種会員（デリバティブ）**は、関係機関に対し、緊急事態発生時の会員との交信手段及び連絡担当者を提示するなど、緊急時における関係機関との連絡体制の構築及びメンテナンスに努めなければならない。

(略)

(訓練)

第8条 **第一種会員（デリバティブ）**は、コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的実施しなければならない。

- 2 **第一種会員（デリバティブ）**は、全社レベルにて、コンティンジェンシープランに基づく訓練を行わなければならない。
- 3 **第一種会員（デリバティブ）**は、暗号資産等関連デリバティブ取引に係る業務に関して外部委託先等を利用している場合には、前項の訓練については、外部委託先等と合同で実施することに努めなければならない。
- 4 **第一種会員（デリバティブ）**は、必要に応じて、業界横断的な演習への参加に努めなければならない。

(関係機関との連絡)

第7条 **会員**は、緊急事態の発生時に連絡を取るべき関係機関を洗い出し、当該機関への連絡担当者及び連絡方法を記した書面を作成し、緊急時対応に関わる役職員に交付する。

- 2 **会員**は、関係機関に対し、緊急事態発生時の会員との交信手段及び連絡担当者を提示するなど、緊急時における関係機関との連絡体制の構築及びメンテナンスに努めなければならない。

(略)

(訓練)

第8条 **会員**は、コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的実施しなければならない。

- 2 **会員**は、全社レベルにて、コンティンジェンシープランに基づく訓練を行わなければならない。**また、訓練の結果を検証し、コンティンジェンシープランの見直しを行わなければならない。**
- 3 **会員**は、暗号資産関連デリバティブ取引に係る業務に関して外部委託先等を利用している場合には、前項の訓練については、外部委託先等と合同で実施することに努めなければならない。
- 4 **会員**は、必要に応じて、業界横断的な演習への参加に努めなければならない。

(バックアップ)

第9条 **第一種会員（デリバティブ）**は、業務への影響が大きい重要なシステムについて、災害、システム障害等が発生した場合にも、速やかに業務を継続できる体制を整備しなければならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、暗号資産等関連デリバティブ取引の取引システムについては、メインシステムと並行運用するバックアップシステムを設置するなど、メインシステムの予期せぬ停止時においても速やかに売買取引が再開できるように努めなければならない。

(システム障害の発生時の対応)

第10条 **第一種会員（デリバティブ）**は、システム障害等が発生した場合には、顧客に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じなければならない。

(障害発生への対応準備)

第11条 **第一種会員（デリバティブ）**は、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う体制を整備し、役職員への教育及び訓練を実施しなければならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告体制、指揮・命令系統を明確にしなければならない。

3 **第一種会員（デリバティブ）**は、システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外

(バックアップ)

第9条 **会員**は、業務への影響が大きい重要なシステムについて、災害、システム障害等が発生した場合にも、速やかに業務を継続できる体制を整備しなければならない。

2 **会員**は、暗号資産関連デリバティブ取引の取引システムについては、メインシステムと並行運用するバックアップシステムを設置するなど、メインシステムの予期せぬ停止時においても速やかに売買取引が再開できるように努めなければならない。

(システム障害の発生時の対応)

第10条 **会員**は、システム障害等が発生した場合には、顧客に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じなければならない。

(障害発生への対応準備)

第11条 **会員**は、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う体制を整備し、役職員への教育及び訓練を実施しなければならない。

2 **会員**は、システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告体制、指揮・命令系統を明確にしなければならない。

3 **会員**は、システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から

部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制を明確にしなければならない。

(サイバー攻撃時の対応)

第12条 **第一種会員(デリバティブ)**は、サイバー攻撃を受けた場合には、被害の拡大を防止するために、その必要に応じて、次の各号の措置を速やかに講じなければならない。

(略)

(発生報告)

第13条 **第一種会員(デリバティブ)**は、業務に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役へ報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢としなければならない。

2 **第一種会員(デリバティブ)**は、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢としなければならない。

(顧客への対応)

第14条 **第一種会員(デリバティブ)**は、システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について速やかに公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じて、コールセンターや相談窓口の設置、協会に対応を依頼するなどの措置を迅速に行わなければならない。

速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制を明確にしなければならない。

(サイバー攻撃時の対応)

第12条 **会員**は、サイバー攻撃を受けた場合には、被害の拡大を防止するために、その必要に応じて、次の各号の措置を速やかに講じなければならない。

(略)

(発生報告)

第13条 **会員**は、業務に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢としなければならない。

2 **会員**は、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢としなければならない。

(顧客への対応)

第14条 **会員**は、システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について速やかに公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じて、コールセンターや相談窓口の設置、協会に対応を依頼するなどの措置を迅速に行わなければならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容を明確にしなければならない。

（再発防止）

第15条 **第一種会員（デリバティブ）**は、システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じなければならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとらなければならない。

3 **第一種会員（デリバティブ）**は、システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステムの仕組みを整備しなければならない。

（システム障害等の当局への連絡等）

第16条 **第一種会員（デリバティブ）**は、次の各号に係るコンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案が発生した場合には、その発生を認識次第、直ちに、その事実を当局及び協会に報告しなければならない。ただし、**第一種会員（デリバティブ）**の一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

(1) 暗号資産等関連デリバティブ取引業に関する業務に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの

2 **会員**は、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容を明確にしなければならない。

（再発防止）

第15条 **会員**は、システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じなければならない。

2 **会員**は、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとらなければならない。

3 **会員**は、システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステムの仕組みを整備しなければならない。

（システム障害等の当局への連絡等）

第16条 **会員**は、次の各号に係るコンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案が発生した場合には、その発生を認識次第、直ちに、その事実を当局及び協会に報告しなければならない。ただし、**会員**の一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器へ速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

(1) 暗号資産関連デリバティブ取引業に関する業務に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの

<p>の。</p> <p>(略)</p> <p>2 第一種会員（デリバティブ）は、前項の報告の後、速やかに所定の「障害発生等報告書」を作成し、当局に提出するほか、その写しを協会に提出しなければならない。</p> <p>3 第一種会員（デリバティブ）は、発生したシステム障害等の復旧時及び原因説明時には改めてその旨を当局及び協会に報告しなければならない。</p> <p>4 第一種会員（デリバティブ）は、システム障害の原因の解明がされていない場合でも、第1項の報告後、1か月以内に、その現状について、当局及び協会に報告しなければならない。</p> <p>5 第一種会員（デリバティブ）は、システム障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、当局及び協会に報告しなければならない。</p> <p>6 第一種会員（デリバティブ）は、重大なシステム障害等の発生理由が会員内部に起因する場合にあって、自らが定める処分規定に基づき関係する役職員を処分した場合には、その結果を協会に報告しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>2 会員は、前項の報告の後、速やかに所定の「障害発生等報告書」を作成し、当局に提出するほか、その写しを協会に提出しなければならない。</p> <p>3 会員は、発生したシステム障害等の復旧時及び原因説明時には改めてその旨を当局及び協会に報告しなければならない。</p> <p>4 会員は、システム障害の原因の解明がされていない場合でも、第1項の報告後、1か月以内に、その現状について、当局及び協会に報告しなければならない。</p> <p>5 会員は、システム障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、当局及び協会に報告しなければならない。</p> <p>6 会員は、重大なシステム障害等の発生理由が会員内部に起因する場合にあって、自らが定める処分規定に基づき関係する役職員を処分した場合には、その結果を協会に報告しなければならない。</p>
--	---

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に関する規則・ガイドライン」に関するガイドライン

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p data-bbox="237 288 1088 411">ガイドライン名 「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に関する規則・ガイドライン」に関するガイドライン</p> <p data-bbox="237 475 1088 746">第1条関係 暗号資産等関連デリバティブ取引業に該当しない暗号資産取引（資金決済法暗号資産交換業を除く。）に関しても、例えば、暗号資産の貸借サービス等、顧客保護を図る必要のある取引については、当該取引によって顧客に生じ得るリスクの内容に応じ、本規則の定めに従って対応する必要があります。</p> <p data-bbox="237 762 1088 1324">第7条第1項関係 緊急時における関係機関との連絡体制を取りまとめ、対象とする機関との連絡を取り合う役職員に連絡先、連絡方法などの必要事項を伝えて、臨機に行動できるようにする必要があります。役職員への連絡先等の情報伝達の方法は書面をもって行うことを基本としますが、合わせて電磁的方法をもって伝達することも支障はありません。（停電時など電子ファイルが取り出せない事態及び電磁的方法が利用できない事態も想定することが肝要です。）なお、関係機関への連絡方法については、相手方の機関の指定する方法を優先することとなりますが、指定する方法によることが困難な場合や複数の方法を確保することが必要であると判断した場合には、当該機関と相談し、具体的な方法を取り決めます。協会への連絡については、原則とし</p>	<p data-bbox="1111 288 1962 411">ガイドライン名 「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に関する規則・ガイドライン」に関するガイドライン</p> <p data-bbox="1111 762 1962 1324">第7条第1項関係 緊急時における関係機関との連絡体制を取りまとめ、対象とする機関との連絡を取り合う役職員に連絡先、連絡方法などの必要事項を伝えて、臨機に行動できるようにする必要があります。役職員への連絡先等の情報伝達の方法は書面をもって行うことを基本としますが、合わせて電磁的方法をもって伝達することも支障はありません。（停電時など電子ファイルが取り出せない事態及び電磁的方法が利用できない事態も想定することが肝要です。）なお、関係機関への連絡方法については、相手方の機関の指定する方法を優先することとなりますが、指定する方法によることが困難な場合や複数の方法を確保することが必要であると判断した場合には、当該機関と相談し、具体的な方法を取り決め</p>

て、別途、協会が指定する方法により行ってください。(システム障害報告については、**第 15 条**の規定に従い、当局への報告書の写しに協会が指定する表紙を付けて提出することとします。)

第 8 条関係

会員において策定したコンティンジェンシープランについては、時間的制約やコンピュータ資源等の実効性を確認するため、あるいはほかの暗号資産**等**関連デリバティブ取引業者等におけるシステム障害等の事例を踏まえ、想定シナリオを適宜見直し、訓練を実施する必要があります。また、暗号資産**等**関連デリバティブ取引業者の間での取引量が增大するにつれて、決済に伴うリスクも増大するため、業界横断的な演習を実施することがより重要となります。

ます。協会への連絡については、原則として、別途、協会が指定する方法により行ってください。(システム障害報告については、**第 16 条**の規定に従い、当局への報告書の写しに協会が指定する表紙を付けて提出することとします。)

第 8 条関係

会員において策定したコンティンジェンシープランについては、時間的制約やコンピュータ資源等の実効性を確認するため、あるいはほかの暗号資産**等**関連デリバティブ取引業者等におけるシステム障害等の事例を踏まえ、想定シナリオを適宜見直し、訓練を実施する必要があります。また、暗号資産**等**関連デリバティブ取引業者の間での取引量が增大するにつれて、決済に伴うリスクも増大するため、業界横断的な演習を実施することがより重要となります。